# 《参考資料》

# (1)区の評価結果一覧(44施設)

		指	信 標		評価 結果						: 価 結 果		
No.	施設名称 [指定管理者名称]	名 称	H28 実績値	単位	管理の適正性	事業の運営	施設の維持管理	サービス向上の取	収入支出	優れた取組み	合計点	総合評価	說明
1	東京都台東区立浅草公 会堂 [明治座・野村不 動産パートナーズグ ループ]	ホール利用 率(利用単 位/利用可 能単位)	80.8	%	20	19	18	15	18	3	93	良好	ホールの利用率は高水準を維持しており、良好なサービスが提供されている。利用者満足度把握のアンケートの回収が少数となっている課題があるが、収支状況も良好であり、全体的に適正な施設の管理運営が行われている。
2	東京都台東区母子生活 支援施設さくら荘 [社 会福祉法人愛隣団]	延世帯数	107	世帯	20	18	20	19	18	5	100	良好	入所者それぞれ異なった課題を抱えているが、それぞれ に合わせた計画を立てて支援を行っている。支援に対す る成果があがっていない部分については、今後も支援を 継続していく。
3	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター [特定非営利活動法人子育で台東]	あそびひろ ば利用者数	29, 941	人	20	19	20	20	20	5	104	極めて良好	職員の自己啓発によって、資格を取得し、ベビーマッサージ等の満足度の高い自主事業を定期的に開催している。また、限られた人員ながら、積極的にひろばに入り、利用者への声掛けを行うことで、利用者と触れ合い、良好な関係を築いている。結果として、利用者のSOSに気付き、相談に繋げることが出来ている。
4	東京都台東区立下町風 俗資料館 [台東区芸術 文化財団]	入館者数	75, 344	人	20	20	20	20	20	3	103		館の目的に見合った展示や実演等及び、開館時間延長の継続実施や区政70周年を記念した入館無料デーの取組みにより利用者の満足、利便向上に努めた。また、メディア取材を積極的に受け入れ対外的なPRを行っており、入館者の増につながっている。
5	東京都台東区立一葉記 念館 [公益財団法人台 東区芸術文化財団]	入館者数	20, 095	人	20	20	20	20	20	10	110	極めて良好	時宜に見合った開館時間延長・臨時開館の効率的な運営を図りつつ、学術機関との連携協定事業や地元町会との協力事業を継続した。来館者のニーズに沿った事業展開やリニューアル10周年を記念する自主事業、さらに新たな来館者層の開拓を図る企画展を行い、入館者数は飛躍的に増加した。
6	東京都台東区立朝倉彫 塑館 [公益財団法人台 東区芸術文化財団]	入館者数	47, 522	人	20	20	20	20	18	3	101	極めて良好	展示の充実による来館者サービスの向上のほか、区事業にも積極的に協力し、多くの来館者を集めた。また、「UENO WELCOME PASSPORT」に新規で加盟し、上野周辺の文化施設の来館者を呼び込んだ。さらに敷地全体が国の名勝、主要な建物が登録有形文化財である施設、庭園について逐次きめ細やかに対応がなされていた。
7	東京都台東区立旧東京 音楽学校奏楽堂 [公益 財団法人台東区芸術文 化財団]	入館者数	I	人	20	20	20	20	20	3	103	極めて良好	休館中においても、職員による適切な備品管理や自主事業の継続を行った。分かりやすいチラシ作成やインターネットによる応募要領取得により、コンサート等の入場者は増加し、コンクールの若年齢層の応募者も増えた。リニューアルオープンに向け着実に準備を進めている。
8	東京都台東区立書道博 物館 [公益財団法人台 東区芸術文化財団]	入館者数	15, 600	人	20	20	20	20	18	8	106	極めて良好	施設管理に影響のない範囲で開館日数を可能な限り増や し、また、地域イベントや共通入館券への参加により、 新たな来館者層の開拓に努めている。また、貴重な資料 の保存・保護のために、計画的な修理を進めている。
9	東京都台東区立産業研 修センター [公益財団 法人 台東区産業振興 事業団]	研修セン ター会議室 稼働率	20. 5	%	20	19	20	20	16	5	100	良好	協定等に基づき事務処理を含め適切に処理されている。 また、サービス向上の取組みも、利用者アンケート調査 により得た情報を利用し、利用者の二一ズに合わせた講 座等の開講をしている。稼働率の向上については、メ ディアの露出度が高い「稜草ものづくり工房」を更に活 用し、施設全体のPRを積極的に行っていく必要があ る。
10	東京都台東区立老人福祉センター [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	26, 119	人	20	19	20	20	20	_	99	良好	各観点の評価は良好であり、適切な管理運営が行われている。利用者ニーズの把握と反映に努め、新たな行事を 企画し好評価を得るなど、サービスの向上にも努めた。 今後も適切な予算管理を行いながらサービスの向上に努 め、利用者数の増加を図っていく。
11	東京都台東区立入谷老 人福祉館 〔社会福祉法 人台東区社会福祉事業 団〕	利用者数	25, 831	人	20	19	20	20	20	ı	99	良好	各観点の評価は良好であり、適切な管理運営が行われている。新たな取組みを導入することで利用者ニーズを反映しており、利用者の満足度調査でも好評価を得ている。今後も適切な予算管理を行いながらサービスの向上に努め、利用者数の増加を図っていく。
12	東京都台東区立橋場老 人福祉館 〔社会福祉法 人台東区社会福祉事業 団〕	利用者数	23, 134	人	20	19	20	20	20	ı	99	良好	各観点の評価は良好であり、適切な管理運営が行われている。また、併設している施設と情報共有しながら保守点検等を実施するなど、適切な施設管理を行った。今後も適切な予算管理を行いながらサービスの向上に努め、利用者数の増加を図っていく。

		指	<b>標</b>		評 価 結 果								: 価 結 果
No.	施設名称 [指定管理者名称]	名 称	H28 実績値	単位	管理の適正性	事業の運営	施設の維持管理	サービス向上の		優れた取組み	合計点	総合評価	説明
13	東京都台東区立三筋老人福祉館 [社会福祉法人台東区社会福祉事業団]	利用者数	35, 620	人	20	19	20	20	20	-	99	良好	各観点の評価は良好であり、適切な管理運営が行われている。意見箱等を活用し利用者の意見や要望を募る機会を設けるなど、ニーズの把握と反映に努めた。今後も適切な予算管理を行いながらサービスの向上に努め、利用者数の増加を図っていく。
14	東京都台東区立特別養護 老人ホーム浅草 [社会 福祉法人台東区社会福祉 事業団]	利用率(特 養+ショー ト)	88. 6	%	20	19	20	20	16	-	95	良好	利用者満足度調査の結果では高い満足度が示され、感謝の言葉が多くよせられるなど良好なサービス提供が行われた。引き続きサービスの向上に取り組むとともに利用者数の増を図る。また、収支改善のため、効率的な予算執行に努める。
15	東京都台東区立特別養護 老人ホーム谷中 [社会 福祉法人 台東区社会福 祉事業団]	利用率(特 養+ショー ト)	42. 2	%	20	20	20	20	20	-	100	良好	改修工事に伴う利用者移転の際には、利用者やご家族等 に移転先施設の特徴や料金を丁寧に説明するなど、ス ムーズに移転が完了するよう尽力した。今後は運営再開 に伴う再移転をスムーズに完了させるとともに、より良 いサービスを提供できるよう取組んでいく。
16	東京都台東区立特別養護 老人ホーム三ノ輪 [社 会福祉法人台東区社会福 祉事業団]	利用率(特 養+ショー ト)	95. 4	%	20	19	17	19	18	_	93	良好	職員の介護力を測る指標を設定し、その指標に基づく実 践研究発表を行う等、介護力向上に積極的に取り組んで いる。今後も、地域社会との連携や、高いサービス水準 を維持しつつ、ショートステイについて広報活動を強化 し、利用率向上の取り組みを継続的に行っていく必要が ある。
17	東京都台東区立特別養護 老人ホーム蔵前 [社会 福祉法人東京援護協会]	利用率	94.8	%	20	19	20	20	20	-	99	良好	事業計画や収支予算に基づき、適切に事業が執行されている。胃ろう等の経管栄養者の受け入れやターミナルケアの実施、空床型ショートステイを活用した利用者の受け入れ等、利用者の多様なニーズに対応した施設運営に努めている。
18	東京都台東区立特別養護 老人ホーム台東 [社会 福祉法人 聖風会]		95. 2	%	20	19	20	20	20	-	99	良好	面会時間を長く設定するなどサービスの向上を図っている。また、商店街において介護に関する啓発活動を行うなど地域との連携強化にも努めている。今後も適切な予算管理を行いながら、サービスの向上に取組んでいく。
19	東京都台東区立特別養護 老人ホーム千東 [社会 福祉法人台東区社会福祉 事業団]	利用率(特 養+ショー ト)	98. 4	%	19	20	20	20	16	-	95	良好	利用者満足度調査において、施設利用に関して100% に近い高い満足度を維持しており、利用率も毎年98% 以上の高い水準を維持している。今後は、利用者サービスの高い水準を保ちながら、効率的な運営を行い収支の 改善に努める必要がある。
20	東京都台東区立ケアハウ ス松が谷 [社会福祉法 人 東京援護協会]	利用率	95. 5	%	20	19	20	20	20	-	99	良好	地域との連携に努めており、利用者が近隣の住民と交流 する機会を確保している。また、効率的な予算執行を行 うための取組みにより収支が改善している。今後も適切 な予算管理を行いながら、サービスの向上に取組んでい く。
21	東京都台東区立あさくさ 高齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用率(一 般型デイ サービス)	78. 7	%	20	18	20	20	18	5	101	めて良	施設の利用可能時間延長など、利用者及び家族の声を施設運営に反映させるよう、努めている。また、利用者満足度調査では、職員の接遇や食事についても高い満足度を得ている。介護福祉士、ケアマネジャー資格者など、専門職による質の高いサービスが提供されており、関係機関と協力・連携し地域福祉の拠点としての役割を果たしている。
22	東京都台東区立うえの高齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用率	81. 1	%	20	19	20	19	20	-	98	良好	ボランティアの積極的な受入れや、老人福祉センターと 複合施設である特色を生かして、それぞれの行事案内を 掲示したり地元町会にも行事案内を送付する等、サービ ス水準及び利用率の向上に努めていく。
23	東京都台東区立やなか高 齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用率	休止中	%	20	20	20	20	20	_	100	良好	平成29年4月の運営再開に向け、利用者に快適な環境を提供できるよう施設の清掃や整理整頓を行った。また、可能な限り休止前と同じ職員配置になるよう準備を行うことで、再び本サービスを利用される方等の安心感の確保に努めた。今後は施設の運営再開に伴い良いサービスを提供できるよう努めるとともに、利用者数の確保に向けて取組んでいく。
24	東京都台東区立みのわ高 齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用率 (一 般型デイ サービス)	77.8	%	20	19	17	20	20	5	101	極めて良好	来食サービスでは、「食」を通して地域の高齢者と交流 を深める等、地域に貢献した取り組みを行い、高齢者福 祉実践・研究大会で大会実行委員長賞を受賞するなど、 高い評価を得た。また、全体的な利用サービスについて も、施設の満足度調査において高い満足度を保ってお り、良好な管理運営がなされている。

		拼	<b>標</b>		評 価 結 果						· 価 結 果			
No.	施設名称 [指定管理者名称]	名 称	H28 実績値	単位	管理の適正性	事業の運営		サー ビス向上の	収入支出	優れた取組み	合計点	総合評価	説明	
25	東京都台東区立くらまえ 高齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人東 京援護協会]	利用率	90. 9	%	20	20	20	20	20	-	100	良好	近隣事業所と連携し、入浴希望者を積極的に受け入れするなど利用者の要望に応じながら在宅高齢者の福祉向上を図った。また、高齢者の家族のため、在宅ケアの知識普及に努める等、地域福祉の拠点としての役割を果たしている。	
26	東京都台東区立まつがや 高齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人 東京援護協会]	利用率	84. 6	%	20	19	20	20	20	5	104	極めて良好	地域との連携強化に努めており、利用者が近隣の住民と 交流する機会を確保している。また、自主的な取組みで ある足湯が好評を得ていることから、今後も利用者の ニーズの把握に努めてサービスの向上に取組んでいく。	
27	東京都台東区立たいとう 高齢者在宅サービスセン ター [社会福祉法人 聖風会]	利用率(一 般型デイ サービス)	75. 7	%	20	19	18	20	16	-	93	良好	利用者やご家族から接遇面で好評を得るなど、適切な事 業運営がなされている。また、商店街において介護の啓 発活動を行うなど地域との連携強化にも努めている。今 後もサービスの向上に取組み、利用率の改善に努めてい く。	
28	東京都台東区立たなかデ イホーム [社会福祉法 人台東区社会福祉事業 団]	利用率	70. 6	%	20	19	20	19	20	-	98	良好	地域散策や地元行事参加等、地域住民と連携し、地域社 会に根差した高いサービス水準を維持し、利用率及び利 用者満足度の向上に努めている。	
29	東京都台東区立せんぞく デイホーム [社会福祉 法人台東区社会福祉事業 団]	利用率	73. 7	%	20	20	20	20	20	-	100	良好	要望の多い入浴サービスの時間枠を増やしたり、認知症 の利用者の心を癒す玩具療法を継続的に行うなど、サー ビス向上に取り組んでいる。今後は、利用者サービスの 高い水準を保ちながら、効率的な運営を行い利用率の向 上に努める必要がある。	
30	東京都台東区立老人保健 施設千束 [公益社団法 人地域医療振興協会]	老人保健施設・ショート利用率	91. 6	%	19	20	20	20	18	_	97	良好	近隣に新規特養が開設したことにより入所の利用率が低下したが、利用者の満足度も高く、全体として適切な施設管理・運営がなされており、区立の老人保健施設としての役割が果たされている。	
31	東京都台東区身体障害者 生活ホームフロム千束 [社会福祉法人 台東つ ばさ福祉会]	利用率	100	%	20	19	18	20	17	_	94		入居及び体験事業の利用率は100%であり、障害者の生活の場として需要が高い。自主事業の利用者の減はあるものの、施設の適切な維持管理等により利用者の安全確保に努めるなど、適正な運営が行われている。	
32	東京都台東区立台東病院 [公益社団法人 地域医療振興協会]	病床利用率	91. 6	%	20	19	20	19	13	3	94	良好	逆紹介の推進や収支改善への取組みが必要であるもの の、適正な施設運営のための体制整備が行われており、 全体として良好な運営が行われている。	
33	東京都台東区立少年自然の家「霧ヶ峰学園」 [株式会社ニッコクトラスト]	利用人数	14, 569	人	19	18	17	16	18	-	88		施設を適切に管理し、良好なサービスが実施されており、利用者の満足度は高く、一般利用人数は増加している。関散期の利用率向上の努力が必要であるものの、全体として、適正な運営が行われている。	
34	東京都台東区立東上野乳 児保育園 [社会福祉法 人 康保会]	入所児童数	60	人	20	20	19	20	18	-	97	良好	事業計画に基づき、適正に事業を運営している。また、 第三者評価や懇談会を実施するなどして利用者の意見や ニーズを把握し、利用者の満足度の向上に努めている。	
35	東京都台東区立ことぶき こども園 [特定非営利 活動法人子育で台東]	入所児童数 (4月1日現 在)	211	人	20	19	20	18	20	-	97	良好	利用者の満足度が高く、常に教育・保育の質の向上及び 環境の整備に努めており、良好なサービスが実施されて いる。園の運営も安定していることから、全体として、 適正な管理運営が行われている。	
36	東京都台東区立たいとう こども園 [社会福祉法 人東京児童協会]	入所児童数 (4月1日現 在)	159	人	18	19	18	17	20	3	95	良好	多様な利用者のニーズを的確に捉えながら、園の運営に 反映させており、教育・保育の更なる充実が図られてい る。利用者の満足度も高く、良好なサービスが提供され ている。	
37	東京都台東区立千束児童 館 [社会福祉法人台東 区社会福祉事業団]		31, 430	人	20	19	20	17	20	-	96	良好	アンケートによれば9割以上の利用者が満足しており、 良好なサービスが提供されているが、前年度に比べ中高 生を除いた利用者数が減少しており、これを増やしてい くための取り組みが必要である。施設管理も含めて全体 としては適切な運営が行われている。	

		排	<b>a</b> 標		評 価 結 果							· 価 結 果	
No.	施設名称 [指定管理者名称]	名 称	H28 実績値	単位	管理の適正性	事業の運営	施設の維持管理	サービス向上の取	収入支出	優れた取組み	合計点	総合評価	説明
38	東京都台東区立玉姫児 童館 [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用者数	17, 142	人	20	18	20	18	20	1	96	良好	仮施設へ移転したという事情があるものの、利用者数が 目標値に届かなかった。ただし、利用者の満足度は高 く、管理面も含めて良好な施設運営が行われている。
39	東京都台東区立台東児 童館 [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用者数	18, 229	人	20	20	20	20	20	1	100	良好	地域を意識したサービス提供の結果、昨年度より利用者 が増加し、目標数を達成した。引き続き地域とのきめ細 かい連携が求められる。全体として運営は良好である。
40	東京都台東区立池之端 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	39, 047	人	20	20	20	20	20		100	良好	乳幼児に加え小学生、中高生など幅広い世代を対象にした事業を実施し、また地域との繋がりを重視していくことで、地域における児童の健全育成の拠点として、児童館の機能を充分に発揮している。
41	東京都台東区立松が谷 児童館 [社会福祉法人 台東区社会福祉事業団]	利用者数	34, 125	人	20	19	20	20	20		99	良好	利用者のニーズを見極めたサービス提供を行っており、 目標数にはわずかに届かなかったが利用者の増加につな がった。全体として適正に運営されている。平成30年 度中に大規模改修を行う予定であり、開館日数や事業規 模が限られる中で効果的に事業を実施していくためのエ 夫が必要である。
42	東京都台東区立今戸児 童館 [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用者数	35, 516	人	20	20	20	20	20		100	良好	異世代交流活動や中高生をターゲットにした企画を実施 することで、中学生世代の利用者を大幅に増やした。そ れ以外にも様々なイベントを実施し、楽しむ場であると ともに児童の心身の成長の場ともなり、施設として児童 の健全な育成に大きく貢献した。
43	東京都台東区立寿児童 館 [社会福祉法人台東 区社会福祉事業団]	利用者数	56, 895	人	20	20	20	20	20		100	良好	様々な年代の利用者が児童館を活用できるよう、多様な 内容の事業を実施しており、利用者数は近隣の小学校仮 移転の影響があったため前年度より多少減少したもの の、当初の目標を達成した。全般的に児童福祉施設とし て良好な運営が行われている。
44	東京都台東区立谷中児 童館 [社会福祉法人台 東区社会福祉事業団]	利用者数	52, 552	人	20	20	20	20	20		100	良好	幅広い層のニーズに応じた事業を実施し、複合施設にある利点も生かし、利用者数を増やすことに成功した。利用者のみでなく、地域団体や関連施設とも良好な関係や連携体制を築いており、児童館として良好な運営が行われている。

## (2)台東区指定管理者施設管理評価委員会 設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者が管理を行う台東区の公の施設(以下「施設」という。)の適正な管理を確保することを目的として、施設の管理状況等の評価(以下「施設管理評価」という。)を行う台東区指定管理者施設管理評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、施設管理評価に関することを所掌する。

(組 織)

第3条 委員会は、8名以内の施設の適正な管理について識見を有する者をもって組織し、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき は、その職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員もしくは委員の属する団体等と施設管理評価の対象となる指定管理者との間に、利害関係が存在する場合は、当該委員は、当該指定管理者の施設管理に係る議事には参与することができないものとする。

(部 会)

- 第7条 委員会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、施設管理評価の資料等を作成し、委員会に提出する。
- 3 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、施設管理評価を行う施設の所管部長とする。
- 5 部会員は、施設管理評価を行う施設の所管部の庶務担当課長、所管課長及び経営 改革担当課長とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、企画財政部企画課に置き、企画財政部財政課及び総務部 人事課と連携の下に運営する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

## (3)台東区指定管理者施設管理評価委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏 名	所 属 等
委員長		跡見学園女子大学 教授 際理解支援協会シニアアドバイザー
副委員長	竹内孝宏青	山学院大学 総合文化政策学部 教授
	加藤敦子中	小企業診断士
委 員	大畠好博台	東区観光ボランティアの会 代表
	石 井 むつ子 民	生委員(寿地区会長)

## (4)台東区指定管理者施設管理評価委員会 活動記録

## ア 評価委員会 審議経過

日程	審議事項							
亚代90年11月19日	(第1回)							
平成29年11月13日	評価の実施方法の決定							
	(第2回)							
平成29年12月15日	評価結果のまとめ							
	評価委員会報告書の構成							
亚产20年 1月10日	(第3回)							
平成30年 1月19日	評価委員会報告書の決定							

## イ 施設の視察調査、ヒアリングの実施経過

日 程	対 象 施 設
平成29年11月14日	東京都台東区立寿子ども家庭支援センター (区民部 子ども家庭支援センター) 東京都台東区立千束児童館 東京都台東区立玉姫児童館 東京都台東区立台東児童館 東京都台東区立松が谷児童館 東京都台東区立今戸児童館 東京都台東区立寿児童館 東京都台東区立今戸児童館 東京都台東区立谷中児童館 東京都台東区立谷中児童館 (教育委員会事務局 児童保育課 放課後対策担当)
平成29年11月20日	東京都台東区立浅草公会堂 (区民部 区民課)

### (5)台東区指定管理者制度運用指針

平成20年11月26日策定 平成22年 5月11日改定 平成29年 2月 6日改定 平成29年 8月30日改定

#### 1. 運用指針の位置付け

台東区の公の施設において、指定管理者制度を適切に運用し、安定的な管理運営や、 より一層のサービス向上に資するため、この指針を策定する。

#### 2. 適用方針

## (1) 適用施設

民間その他の団体のノウハウを活用することにより、サービス内容の向上や管理 運営の効率化などが見込まれる施設については、適用対象とする。

ただし、適用にあたっては、公の施設としての管理水準を良好に保つことを前提とする。

### (2) 適用対象外とする施設

- (1)の要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する施設については、 適用対象外とする。
- ① 法令等により、区が管理主体となることが定められている場合
- ② 区が管理運営を行うべきであると、区長又は教育委員会(以下「区長等」という。)が判断した場合

#### 3. 指定管理者の選定方法

(1) 公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

#### (2) 公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。

- ① 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、その事業者に施設の 管理運営を行わせることが最適と認められる場合
  - ② 施設の管理運営にあたり、利用者との信頼関係の継続や安定的かつ継続的な事業運営、ノウハウの蓄積を特に必要とする場合
  - ③ 区と密接な連携を図りながら区の政策を推進するため、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体による管理運営が適切である場合
  - ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合

⑤ その他やむを得ない事情により、公募する暇がない場合

#### (3)継続の場合の特例

(1)の規定に基づく施設において、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現指定管理者から提出させた事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が施設の設置目的を最も効果的に達成することができると区長等が判断した場合は、現指定管理者を公募によらないで再選定することができる。

なお、この場合の再選定は、各施設について1回に限り行うことができるものと する。

#### (4) 複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合(複合施設)や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

#### 4. 公募条件の設定

#### (1)団体の種別等

法令等に定めがある場合や、施設の設置目的からみて法人の種別等を限定することが望ましい場合は、これらの条件を付したうえで公募することができる。

また、複数の団体で構成する共同事業体による応募も可能とし、この場合は必ず代表団体を定める。

## (2) 応募団体の制限

次のいずれかに該当する場合は、応募資格を認めないものとする。 なお、募集要項で、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- ② 台東区から指名停止措置を受けているもの
- ③ 会社更生法及び民事再生法等に基づき、更生又は再生手続きをしているもの
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑤ 過去3年間の法人都民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等を完納していないもの

#### (3) 兼業禁止規定の準用

指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市町

村長の兼業禁止)及び第180条の5 (委員の兼業禁止)の請負禁止に係る各規定の趣旨を踏まえ、これらの規定を準用する。

### 5. 指定期間

### (1)標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態等に応じて設定する。

#### (2) 特例期間

区長等が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合は、10年を 上限とした期間を設定することができる。

## (3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

#### 6. 指定管理料

指定管理料については、以下のとおりとする。

- ① 指定管理業務に係る施設の管理運営経費等の支出総額及び利用料金その他の 事業収入等の収入総額の実績等に基づき、あらかじめ区が、必要と認める金額 を、指定管理料として指定管理者に支払うことができる。なお、支払いの方法 については、年度協定で定めるものとする。
- ② 指定管理料について、指定期間を期間とする債務負担行為を定めることができる。

#### 7. 選定手続き

#### (1) 選定委員会

公募により選定を行う場合は、学識経験者や経営に関する知識を有する者など外部の有識者(外部委員)と区職員(内部委員)で構成する選定委員会を、要綱により設置する。

なお、委員の半数以上を外部委員とし、会議は非公開とする。

#### (2) 選考基準

各施設の設置条例に定める基準のほか、次に掲げる項目を中心に選定委員会で細目を定め、審査を行う。

- ① 団体の実績・安定性
- ② 区の求める管理水準の確保
- ③ サービス向上への取組み
- ④ 運営効率化への取組み

- ⑤ 危機管理・安全確保の取組み
- ⑥ 職員育成の取組み

## (3)審查方法

書類審査やプレゼンテーションなど、要綱で定めた方法により、審査を行う。 審査の結果、最も得点の高い団体を優先交渉権者として選定し、必要に応じて第 二順位以下の交渉権者を選定する。

#### (4) 選定結果の公表

選考基準や選考結果などの情報は、原則として開示する。 ただし、優先交渉権者以外の団体名称等の情報は非開示とする。

### (5) 審査会

公募によらないで選定を行う場合は、(1)の選定委員会に代えて審査会を設置 し、過去の管理実績や指定管理者としての適性などを判定する。

なお、審査会の委員には、外部の有識者を加えることとし、会議の運営については、選定委員会に準じて行うものとする。

#### 8. 協定等の締結

### (1)協定の締結

指定管理者の議決を受けた後、区と指定管理者は、次に掲げる項目を盛り込んだ 基本協定及び年度協定を締結する。

なお、各施設の状況に応じた項目を加えることができる。

- ① 指定期間
- ② 業務の範囲
- ③ 指定管理料(支払いの方法を含む。)
- ④ 利用料金
- ⑤ 施設の修繕
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ リスク分担
- ⑧ 指定の取消し

#### (2) 覚書の締結

指定期間の開始前において、引継ぎや事前準備を行うために必要な項目について、 区と指定管理者との間で覚書を締結する。

#### 9. 評価の実施

#### (1) 内部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の初年度と最終年度を除いた年度(指定管理者が継続して指定される場合は、指定期間の1年目も含む。)、次に掲げる項目について、 事業計画書や業務基準書の内容と照らし合わせて評価を実施する。

なお、各施設の状況に応じた項目を追加することができる。

- ① 管理の適正性
- ② 事業の運営
- ③ 施設の維持管理
- ④ サービス向上の取組み
- ⑤ 収入支出
- ⑥ 優れた取組み

#### (2) 外部評価の実施

指定管理者に対し、指定期間の2年目もしくは3年目に、上記(1)に掲げる項目について、外部の評価機関または外部の有識者及び区の職員等で構成する評価委員会による評価を実施する。

#### (3) 財務分析の実施

指定管理者(区の出資団体を除く。)に対し、毎年度、経営状況等を確認するため、経営の専門家や民間調査機関等による財務分析を実施する。

#### 10. 指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- ① 協定及び業務基準書等に掲げる管理基準を満たさない場合
- ② 指定管理者の責めに帰すべき理由により、管理の継続が困難となった場合又は そのおそれが生じた場合
- ③ 上記①及び②を踏まえた区の改善指示に従わない場合又は十分な改善策を講じない場合
- ④ 指定管理者から、管理の継続が困難である旨の届出が提出された場合

## (6)台東区における指定管理者制度適用施設一覧(平成30年1月現在)

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所 管 課
1	浅草公会堂	明治座・野村不動産パートナーズグループ	5年	区民課
2	母子生活支援施設さくら荘	(福)愛隣団	5年	子育て・若者 支援課
3	寿子ども家庭支援センター	(NPO)子育て台東	5年	子ども家庭支 援センター
4	下町風俗資料館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
5	一葉記念館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
6	朝倉彫塑館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	文化振興課
7	旧東京音楽学校奏楽堂	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
8	書道博物館	(公財)台東区芸術文化財団	5年	
9	産業研修センター	(公財)台東区産業振興事業団	5年	産業振興課
10	老人福祉センター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
11	入谷老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
12	橋場老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
13	三筋老人福祉館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
14	特別養護老人ホーム浅草	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
15	特別養護老人ホーム谷中	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
16	特別養護老人ホーム三ノ輪	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
17	特別養護老人ホーム蔵前	(福)東京援護協会	5年	
18	特別養護老人ホーム台東	(福)聖風会	5年	古松短光翻
19	特別養護老人ホーム千束	(福)台東区社会福祉事業団	5年	高齢福祉課
20	ケアハウス松が谷	(福)東京援護協会	5年	
21	あさくさ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
22	うえの高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
23	やなか高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
24	みのわ高齢者在宅サービスセンター	(福)台東区社会福祉事業団	5年	
25	くらまえ高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
26	まつがや高齢者在宅サービスセンター	(福)東京援護協会	5年	
27	たいとう高齢者在宅サービスセンター	(福)聖風会	5年	

No.	施設名称	指定管理者名称	指定期間	所 管 課				
28	たなかデイホーム	(福)台東区社会福祉事業団	5年					
29	せんぞくデイホーム	デイホーム (福)台東区社会福祉事業団						
30	老人保健施設千束	(公社)地域医療振興協会	10年					
31	身体障害者生活ホームフロム千束	(福)台東つばさ福祉会	5年	障害福祉課				
32	台東病院	(公社)地域医療振興協会	10年	健康課				
33	少年自然の家「霧ヶ峰学園」	(株)ニッコクトラスト	5年					
34	ことぶきこども園	(NPO)子育て台東	5年	学務課				
35	たいとうこども園	(福)東京児童協会	5年					
36	東上野乳児保育園	(福)康保会	5年					
37	千束児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年					
38	玉姫児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年					
39	台東児童館	童館 (福)台東区社会福祉事業団						
40	池之端児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年	児童保育課				
41	松が谷児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年 5年					
42	今戸児童館	(福)台東区社会福祉事業団						
43	寿児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年					
44	谷中児童館	(福)台東区社会福祉事業団	5年					
45	社会教育センター	J N 共同事業体 (代表企業株式会社 J T B コミ ュニケーションデザイン)	5年					
46	千束社会教育館	J N共同事業体 (代表企業株式会社 J T B コミ ュニケーションデザイン)	5年					
47	小島社会教育館	J N共同事業体 (代表企業株式会社 J T B コミ ュニケーションデザイン)	5年	生涯学習課				
48	根岸社会教育館	J N共同事業体 (代表企業株式会社 J T B コミ ュニケーションデザイン)	5年					
49	今戸社会教育館	J N共同事業体 (代表企業株式会社 J T B コミ ュニケーションデザイン)	5年					
50 ~ 56	台東リバーサイドスポーツセンター 体育館・陸上競技場・野球場・庭球場・ 水泳場・少年野球場・駐車場	(公財)台東区芸術文化財団	5年	スポーツ推進				
57	社会教育センター清島温水プール	J N共同事業体 (代表企業株式会社 J T B コミ ュニケーションデザイン)	5年	課				

## ※指定管理者団体数 14団体

株式会社 3 (企業グループを含む)、NPO法人 1、社会福祉法人 7、公益社団法人 1、公益財団法人 2

# 平成29年度 台東区指定管理者施設管理評価報告書

平成30年1月 (平成29年度登録第86号)

台東区指定管理者施設管理評価委員会 【事務局】台東区企画財政部企画課(経営改革担当)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 電話03(5246)1027 FAX03(5246)1019

メールアドレス:kikaku.u6a@city.taito.tokyo.jp